

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定を改正する議定書

前文

日本国及びインドネシア共和国（以下「両締約国」という。）は、

二千七年八月二十日にジャカルタで作成された経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定（以下「協定」という。）第一百五十一条の規定に従つて協定の一般的な見直しを行い、

協定が、現在の進展に対応するに当たり事業にとって引き続き妥当であることを確保するために、特に、物品の貿易、サービスの貿易、自然人の移動、知的財産及び政府調達の分野において協定を改善する必要があることを認識し、

変化する国際的な事業慣行及び貿易慣行並びに両締約国間の電子商取引の一層の重要性を考慮に入れて協定の近代化を図ることを希望し、

協定第一百五十二条の規定に従つて協定を改正するための議定書を締結することを希望して、
次のとおり協定した。

第一条

協定の目次をこの議定書の附属書Aに掲げる新たな目次に改める。

第二条

協定第二条1中(g)を(i)とし、(f)の次に次の(g)及び(h)を加える。

(g) 「議定書」とは、二千二十四年八月八日に東京及びジャカルタで作成された経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定を改正する議定書をいう。

(h) 「貿易関連知的所有権協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシユで作成された世界貿易機関を設立するマラケシユ協定附屬書一C知的所有権の貿易関連の側面に関する協定をいう。

第三条

協定第十一条1から4までを次のように改める。

1 次章から第五章まで、第七章のA及び第八章の規定の適用上、千九百九十四年のガツト第二十条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

注釈 両締約国は、千九百九十四年のガツト第二十条(b)に規定する措置には人、動物又は植物の生命

又は健康の保護のために必要な環境に関する措置が含まれること及び同条(g)の規定が有限天然資源（生物資源であるかどうかを問わない。）の保存に関する措置について適用されることを了解する。

2 第五章から第七章のAまでの規定の適用上、サービス貿易一般協定第十四条（その注を含む。）の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

注釈 両締約国は、サービス貿易一般協定第十四条(b)に規定する措置には人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な環境に関する措置が含まれることを了解する。

3 この協定のいかなる規定も、次のいずれかの事項を定めるものと解してはならない。

(a) 締約国に対し、その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反すると当該締約国が認める情報の提供を要求すること。

(b) 締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次のいずれかの措置をとることを妨げること。

(i) 核分裂性物質若しくは核融合性物質又はこれらの生産原料である物質に関する措置

(ii) 武器、弾薬及び軍需品の取引並びに軍事施設に供給するため直接若しくは間接に行われるその他
の貨物及び原料の取引に関する措置又は軍事施設のため直接若しくは間接に行われるサービスの提
供に関する措置

(iii) 通信、電力及び水道の基盤を含む中枢的な公共基盤を防護するためによる措置

注釈 中枢的な公共基盤は、公有のものであるか私有のものであるかを問わない。

(iv) 国家の緊急時又は戦時その他の国際関係の緊急時にとる措置

(c) 締約国が国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従つて措置をとることを妨
げること。

4 一方の締約国は、1から3までのいずれかの規定に従つて、第五章の規定に基づく義務に適合しない
措置をとる場合には、当該措置をとる前に、又はその後できる限り速やかに、他方の締約国に対し当該
措置の概要を通報するよう妥当な努力を払う。

第四条

協定第二十六条(b)を次のように改める。

(b) この章の規定に関連する問題（統一システムの改正を反映するために各締約国の関税率表を更新する措置を含む。）について討議すること。

注釈 両締約国は、各締約国が統一システムの改正の後に附属書一の表に定める関税の譲許を実質的に変更することなく自国の関税率表の更新を行うこと及び当該更新が第百五十二条に定める改正を構成するものでないことを了解する。

第五条

協定第九十五条3の次に次の4から7までを加える。

4 一方の締約国は、入国の許可及び一時的な滞在の許可又は一時的な滞在に係る期間の更新の許可についての不備のない申請であつて、第九十二条の規定の対象となる他方の締約国の自然人である申請者又は当該申請者の雇用者から受理したものとの処理を、不当に遅滞することなく行う。

5 締約国の権限のある当局は、入国の許可及び一時的な滞在の許可についての申請を処理するために追加の情報を得る必要がある場合において、適当なときは、不当に遅滞することなく申請者に通知するよう努める。

6 各締約国は、要請があつた場合には、入国の許可及び一時的な滞在の許可又は一時的な滞在に係る期間の更新の許可についての不備のない申請を受理した後合理的な期間内に、申請者に対して次の事項を通知する。

(a) 申請の受理

(b) 申請の処理状況

(c) 申請に関する決定（当該申請を承認する場合には、滞在の期間その他の条件を含む。）

7 各締約国は、入国及び一時的な滞在又は一時的な滞在に係る期間の更新に關し、自国の法令に従い、要件（必要とされる書類を含む。）を簡素化し、並びに手続を円滑化し、及び迅速化するよう努める。

第六条

協定第七章の次に次の二章を加える。

第七章の A 電子商取引

第九十六条の A 適用範囲

1 この章の規定は、電子商取引に影響を及ぼす締約国による措置について適用する。

2 この章の規定は、政府調達については、適用しない。

3 この章の規定とこの協定の他の章の規定とが抵触する場合には、その抵触の限度において、当該他の章の規定が優先する。

第九十六条のB 定義

この章の規定の適用上、

- (a) 「コンピュータ関連設備」とは、商業上の利用のために情報を処理し、又は保存するためのコンピュータ・サーバー及び記憶装置をいう。
- (b) 「対象者」とは、次のいずれかのものをいう。ただし、対象者には、附属書七第一節2(a)(ii)及び(iii)に定義する「金融サービス提供者」及び「公的機関」を含まず、また、金融機関を含まない。
 - (i) 一方の締約国のある区域内にある他方の締約国の投資家の第五十八条(f)に定義する「投資財産」
 - (ii) 第五十八条(h)に定義する「他方の締約国の投資家」
 - (iii) いすれかの締約国第七十七条(q)に定義する「サービス提供者」
- (c) 「措置」とは、あらゆる措置（法令、規則、手続、決定、行政上の行為その他のいづれの形式であ

るかを問わない。）をいう。

(d) 「個人情報」とは、特定された又は特定し得る自然人に関する情報（データを含む。）をいう。

第九十六条のC オンラインの消費者の保護

1 両締約国は、消費者が電子商取引を行うに当たり、当該消費者を詐欺的な又は誤認させる行為から保護するための透明性のある、かつ、効果的な措置を採用し、及び維持することの重要性を認識する。

2 この条の規定の適用上、詐欺的な又は誤認させる行為とは、消費者に実害をもたらす詐欺的な若しくは誤認させる行為又は防止されない場合にはこのような実害をもたらす急迫したおそれがある詐欺的な若しくは誤認させる行為をいい、次の行為を含む。

- (a) 重要な事実に関して誤った表示（その暗示を含む。）を行う行為であつて、誤認した消費者の経済的利益に重大な損失をもたらすもの
- (b) 消費者による代金の支払の後、当該消費者に商品を引き渡さず、又はサービスを提供しない行為
- (c) 消費者の金融口座、電話料金のための口座その他の口座に許可なく請求を行い、又はこれらの口座から許可なく引落としを行う行為

- 3 各締約国は、電子商取引を利用する消費者に損害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある詐欺的な又は誤認させる行為から当該消費者を保護することを定める国内法令を採用し、又は維持する。
- 4 両締約国は、消費者の保護を強化するため、電子商取引に関する活動に関し、消費者の保護について責任を有するそれぞれの権限のある当局の間で協力をを行うことの重要性を認識する。

第九十六条のD 個人情報の保護

- 1 両締約国は、電子商取引の利用者の個人情報を保護することの経済的及び社会的な利益並びに当該個人情報を保護することの電子商取引における消費者の信頼の向上に対応する貢献を認める。
- 2 各締約国は、電子商取引の利用者の個人情報の保護を確保する法令を採用し、又は維持する。各締約国は、個人情報の保護のための法令を制定するに当たり、関係する国際的な機関又は団体の国際的な基準、原則、指針及び規準を考慮する。
- 3 各締約国は、その管轄内で生ずる個人情報の保護の違反から電子商取引の利用者を保護するに当たり、差別的でない慣行を採用するよう努める。
- 4 各締約国は、自国が電子商取引の利用者に提供する個人情報の保護に関する情報を公表すべきであ

る。当該個人情報の保護に関する情報には、次の方法に関するものを含める。

- (a) 個人が救済を得ることができる方法
- (b) 事業者が法的な要件を満たすことができる方法

5 各締約国は、個人情報を保護するために両締約国が異なる法的な取組方法をとることができることを認識し、このような異なる制度の間の一貫性を促進する協力の発展を奨励すべきである。当該協力には、規制の結果の承認（一方的に与えるものか相互の取決めによるものかを問わない。）又はより広範な国際的な枠組みを含めることができる。このため、両締約国は、その区域内における当該協力に関する情報を交換するよう努め、及び当該協力又は両締約国間で一貫性を促進する他の適当な取決めを拡大するための方法を探求する。

第九十六条のE 国内規制の枠組み

各締約国は、千九百九十六年の電子商取引に関する国際連合国際商取引法委員会モデル法、二千五年十一月二十三日にニューヨークで作成された国際的な契約における電子的な通信の利用に関する国際連合条約その他の電子商取引に関する適用可能な国際条約及び国際的なモデル法を考慮して、電子的な取引を

規律する法的枠組みを採用し、又は維持する。

第九十六条のF 国境を越える情報の流通

1 両締約国は、各締約国が情報の電子的手段による移転に関する自国の規制上の要件を課することができることを認識する。

2 いづれの締約国も、情報（個人情報を含む。）の電子的手段による国境を越える移転が対象者の事業の実施のために行われる場合には、当該移転を妨げてはならない。

注釈 この2の規定の適用上、インドネシアは、電子的なシステム及び取引の運用に関する政令（二千十九年政令第七十一号）又は当該政令の改正及び当該政令に代わるものに従つて、政府機関又は電子的なシステムの運用の業務を行うために政府機関が委任する機関のために及びこれらの機関に代わって事業が行われる場合に、自国の区域内において一定の情報を保存し、及び処理することを要求する措置を採用し、又は維持することができる。

3 この条のいかなる規定も、2の規定に適合しない措置であつて、締約国が次のことのために必要であると認めるものを当該締約国が採用し、又は維持することを妨げるものではない。

(a) 公共政策の正当な目的を達成すること。ただし、当該措置については、恣意的若しくは不当な差別の手段又は貿易に対する偽装した制限となることとなる様で適用しないこと及び目的の達成のために必要である以上に情報の移転に制限を課するものでないことを条件とする。

(b) 自国の安全保障上の重大な利益を保護すること。

4 2の規定は、締約国により若しくは締約国のために保有され、若しくは処理される情報又は当該情報に関連する措置（当該情報の収集に関連する措置を含む。）については、適用しない。

第九十六条のG コンピュータ関連設備の設置

1 両締約国は、各締約国がコンピュータ関連設備の利用に関する自国の規制上の要件（通信の安全及び秘密を確保することを追求することの要件を含む。）を課すことができることを認識する。

2 いずれの締約国も、自国の区域内において事業を実施するための条件として、対象者に対し、当該区域内においてコンピュータ関連設備を利用し、又は設置することを要求してはならない。

注釈 この2の規定の適用上、インドネシアは、電子的なシステム及び取引の運用に関する政令（二千十九年政令第七十一号）又は当該政令の改正及び当該政令に代わるものに従つて、政府機関又

は電子的なシステムの運用の業務を行うために政府機関が委任する機関のために及びこれらの機関に代わって事業が行われる場合に、自国の区域内において一定の情報を保存し、及び処理することを要求する措置を採用し、又は維持することができる。

3 この条のいかなる規定も、2の規定に適合しない措置であつて、締約国が次のことのために必要であると認めるものを当該締約国が採用し、又は維持することを妨げるものではない。

(a) 公共政策の正当な目的を達成すること。ただし、当該措置については、恣意的若しくは不当な差別の手段又は貿易に対する偽装した制限となることとなる態様で適用しないこと及び目的の達成のために必要である以上にコンピュータ関連設備の利用又は設置に制限を課するものでないことを条件とする。

(b) 自国の安全保障上の重大な利益を保護すること。

4 2の規定は、締約国により若しくは締約国のために保有され、若しくは処理される情報又は当該情報に関連する措置（当該情報の収集に関連する措置を含む。）については、適用しない。

1 いずれの一方の締約国も、他方の締約国の者が所有するソフトウェア又は当該ソフトウェアを含む製品の自国の区域内における輸入、頒布、販売又は利用の条件として、当該ソフトウェアのソース・コードの移転又は当該ソース・コードへのアクセスを要求してはならない。

2 この条のいかなる規定も、1の規定に適合しない措置であつて、一方の締約国が次のことのために必要であると認めるものを当該一方の締約国が採用し、又は維持することを妨げるものではない。

(a) 公共政策の正当な目的を達成すること。ただし、当該措置については、恣意的若しくは不当な差別の手段又は貿易に対する偽装した制限となることとなる態様で適用しないこと及び目的の達成のために必要である以上に他方の締約国の方が所有するソフトウェアのソース・コードの移転又は当該ソース・コードへのアクセスに制限を課するものでないことを条件とする。

(b) 自国の安全保障上の重大な利益を保護すること。

3 この条のいかなる規定も、次のことを妨げるものではない。

(a) 商業的に交渉された契約においてソース・コードの提供に関する条件を含めること又は当該条件を履行すること。

- (b) 締約国が、ソフトウェアをこの協定の規定に反しない法令に適合させるために必要とされる当該ソフトウェアのソース・コードの修正を要求すること。

4 (b)の規定に該当する措置は、第十四章の規定による紛争解決の対象とならない。

第九十六条のI 協力

1 両締約国は、適當な場合には、次のことのために協力する。

- (a) 中小企業が電子商取引の利用に対する障害を克服するよう支援すること。
- (b) 両締約国が自国の電子商取引のための法的枠組みを実施し、又は強化することに資する両締約国間の対象を特定した協力のための分野（研究活動及び訓練活動、能力開発、技術援助の供与等）を特定すること。
- (c) 電子商取引の発展及び利用に関連する課題に対処するに当たり、情報、経験及び最良の慣行を共有すること。
- (d) 産業界に対し、電子商取引の利用を促進するために説明責任及び消費者の信頼向上させる手法又は慣行を生み出すよう奨励すること。

(e) 電子商取引の発展を促進するため地域的な及び多数国間の場に積極的に参加すること。

2 両締約国は、国際的な場において追求される協力に係る既存の自発的活動を基礎とし、かつ、これと重複しない形態の協力をを行うよう努める。

第七条

協定第一百六条3(c)の次に次の(d)を加える。

(d) 千九百九十九年七月一日の意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定

第八条

協定第一百十二条7の次に次の8を加える。

8 各締約国は、特許出願が自国の国語に翻訳される場合には、特許出願人又は特許権者が、自国の法令に従つて特許を十分かつ効果的に取得し、及び行使することを確保するため、審査の決定前及び特許の付与後の合理的な期間、当該特許出願の翻訳文における誤りを訂正できることを定める。

注釈 この8の規定は、当該特許出願が、自国の国語以外の言語で行われ、かつ、その後自国の国語に翻訳された場合又は当該特許出願が、自国の国語以外の言語で記載された一若しくは二以上の

先の出願であつて優先権の主張の基礎となるものに基づき自国の国語に翻訳され、かつ、自国の国語で行われた場合について適用する。

第九条

協定第百十三条を次のように改める。

1 同条1に第三段として次のように加える。

各締約国は、主として技術的又は機能的な考慮により特定される意匠については、その保護が及んではならないことを定める。

2 同条5の次に次の6及び7を加える。

6 各締約国は、意匠登録出願人が、意匠に関する行政当局に対し当該意匠登録出願人が指定する期間（自国の法令に定める期間を超えないものとする。）中に当該意匠を公開しないよう請求することができることを定める。

7 各締約国は、1及び3の規定に基づいて構成部品（構成部品が複合製品の元の外観を回復するための修理を目的として使用されるか否かを問わない。）に意匠の保護を与えることを確保する。ただし、当

該構成部品の意匠が登録されている場合に限る。

第十条

協定第百四条の次に次の二条を加える。

第一百四条のA 地理的表示

- 1 各締約国は、自国の法令に従つて地理的表示を保護するために十分かつ効果的な手段を確保する。
- 2 この章の規定の適用上、「地理的表示」とは、ある商品について、その確立した品質、社会的評価その他の特性が当該商品の地理的原産地に主として帰せられる場合に、当該商品が締約国の区域又はその区域内の地域若しくは地方を原産地とするものであることを特定する表示をいう。
- 3 両締約国は、地理的表示に関し、貿易関連知的所有権協定第二十三条の規定の適用を妨げることなく、利害関係を有する者に対し、次の行為を防止するための法的手段を確保する。
 - (a) 商品の特定又は提示において、商品の地理的原産地について公衆を誤認させるような方法で、問題となつてゐる商品が真正の原産地以外の地理的区域を原産地とするものであることを表示し、又は示唆する手段を使用すること。

(b) 千八百八十三年三月二十日にパリで署名された工業所有権の保護に関するパリ条約（その改正を含む。）第十条の二に規定する不正競争行為を構成する形で使用すること。

4 各締約国は、真正の原産地が表示される場合又は地理的表示が翻訳された上で使用される場合若しくは「種類」、「型」、「様式」、「模造品」等の表現を伴う場合においても、利害関係を有する者に対し、少なくともぶどう酒、蒸留酒その他のアルコール飲料及び農産品を特定する地理的表示が当該地理的表示によつて表示されている場所を原産地としない同一又は同種の商品に使用されることを自国の区域内において防止するための法的手段を確保する。

注釈1 各締約国は、この4に規定する義務に関し、第一百一十条の規定にかかわらず、民事上の司法手続に代えて行政上の措置による実施を確保することができる。

注釈2 この条の規定の適用上、日本国における地理的表示の保護に関し、「アルコール飲料」とは、一ペーセント以上のアルコールを含有する飲料をいう。

注釈3 この条の規定の適用上、日本国における地理的表示の保護に関し、「農産品」とは、農林水産品及び食料品（アルコール飲料を除く。）をいう。

注釈4 この4の規定の適用上、「同種の商品」とは、締約国の制度において保護されている地理的表示に係る商品に関連して、当該締約国において登録されている地理的表示に係る商品と同一の分類の商品に該当する商品をいう。

5 両締約国は、地理的表示の相互承認に関する協定を締結するよう努める。

6 両締約国は、自国の地理的表示の保護に関する情報（対象となる制度、手続及び商品に関する情報を含む。）を交換することができる。

第十一条

協定第百十七条を次のように改める。

1 同条3(d)の次に次の(e)を加える。

(e) 不正な利益を得る意図又は他の者に損害を与える意図で、当該他の者の商品若しくはサービスについての特定の表示と同一のドメイン名を使用する権利を取得し、若しくは保有し、又はそのドメイン名を使用する行為

2 同条4(c)中「同一若しくは」を削る。

第十二条

協定第一百十九条を次のように改める。

第一百十九条 国境措置に係る権利行使

1 各締約国は、不正商標商品又は著作権侵害物品が輸入され、又は輸出されるおそれがあると疑うに足りる正当な理由を有する権利者が、行政上又は司法上の権限のある当局に対し、当該不正商標商品又は著作権侵害物品の自由な流通への解放を税関当局が停止するよう申立てを提出することができる手続を採用する。各締約国は、当該申立てが二回以上の輸送に適用されることを定める。

注釈 締約国は、権利者が自己の有効な商標権又は著作権を自国の税関当局に登録することができる記録制度を定めることにより、この1、3及び4に定める義務を履行することができる。

2 締約国は、プライバシー又は情報の秘密に関する自国の法令の適用を妨げることなく、自国の税関当局が、不正商標商品若しくは著作権侵害物品の疑いのある物品を留置し、又は当該物品の解放を停止した場合には、自国の税関当局が、権利者に対し、当該物品の荷送人、輸入者、輸出者又は荷受人の氏名又は名称及び住所、物品に関する記述、物品の数量並びに判明しているときは当該物品の原産国につい

て通知する権限を有することを定める。

3 各締約国は、輸入貨物及び輸出貨物に關し、自国の税関当局が不正商標商品又は著作権侵害物品の疑いのある物品の解放を停止するために職権により行動することができる手続を採用し、又は維持する。

4 各締約国は、権利者が、自国の税関当局に対し、この条に定める国境措置の実施に資することのある情報を合理的な期間内に提供することができることを確保する。

5 各締約国は、1及び3に定める手続の開始の後合理的な期間内に、不正商標商品又は著作権侵害物品の疑いのある物品が知的財産権を侵害しているかどうかを自国の行政上又は司法上の権限のある当局が認定することができる手続を採用し、又は維持する。

6 各締約国は、自国の権限のある当局が不正商標商品又は著作権侵害物品であると認定した物品の廃棄を命ずる権限を有することを定める。各締約国は、当該物品が廃棄されない場合には、例外的なときを除くほか、権利者に損害を与えないような態様で当該物品を流通経路から排除することを確保する。不正商標商品に関し、例外的な場合を除くほか、違法に付された商標の単なる除去は、流通経路への商品の流入を許可するために十分ではないものとする。

注釈 この6の規定の適用上、「権限のある当局」には、司法当局を含めることができる。

7 各締約国は、知的財産権の行使のための国境措置に関連して、申立てに係る手数料、商品保管料又は廃棄費用を決定する場合には、これらの料金が当該国境措置の利用を妨げる額に設定されてはならないことを定める。

第十三条

協定第一百二十条を次のように改める。

- 1 同条中2を3とする。
 - 2 同条中1を削り、同条に次の1及び2を加える。
 - 1 各締約国は、自国の司法当局が、知的財産権の行使に関する民事上の司法手続において、侵害活動を行っていることを知っていた又は知ることができると合理的な理由を有していた侵害者に対し、当該侵害者による権利者の知的財産権の侵害により当該権利者が被つた損害を補償するために適当な損害賠償を当該権利者に支払うよう命ずる権限を有することを定める。
 - 2 締約国の司法当局は、1に規定する損害賠償の額を決定するに当たり、権利者が提示する合理的な価

値の評価（侵害の対象となつた物品又はサービスの価値であつて市場価格によつて評価されるものを含めることができる。）を考慮する権限を有する。

第十四条

協定第一百二十二条を同条1とし、同条に次の2を加える。

2 各締約国は、1に定める犯罪に関し、自国の司法当局が不正商標商品及び著作権侵害物品並びに当該不正商標商品及び著作権侵害物品の生産において使用される材料及び道具の没収又は廃棄を命ずる権限を有することを定める。各締約国は、不正商標商品及び著作権侵害物品並びに当該不正商標商品及び著作権侵害物品の材料及び道具の没収又は廃棄が侵害者に対するいかなる補償もなく行われることを確保する。

第十五条

協定第十章中第一百二十四条の前に次の三条を加える。

第一百二十三条のA 原則

1 各締約国は、両締約国の経済成長を増進させるためにビジネス環境を一層改善するに当たつて政府調

達が重要であることを認識して、次のことを行うよう努める。

(a) 政府調達に関する措置の透明性を高めること。

(b) 政府調達に関する措置を客観的かつ効果的な方法で実施すること。
2 調達機関は、次の(a)及び(b)の要件を満たす透明性のある、かつ、公平な方法により政府調達を実施する。

(a) 利益相反を回避すること。

(b) 腐敗した慣行を防止すること。

第一百二十三条のB 調達に関する情報

各締約国は、法令、司法上の決定、一般に適用する行政上の決定及び行政上の手続であつて自国の政府調達に係るもの並びにこれらの修正を、公衆に広く周知され、かつ、その後も容易に閲覧することができ
る公式に指定された電子的媒体又は紙面において、速やかに公表する。

第一百二十三条のC 新たな交渉

一方の締約国は、議定書の効力発生の後に自国の政府調達市場へのアクセスに関する利益を第三国に与

える場合には、他方の締約国の要請に基づき、当該他方の締約国との間で交渉するための機会を十分に与える。

第十六条

協定第一百二十四条を次のように改める。

- 1 同条2を次のように改める。
 - 2 各締約国は、この章の規定に関する全ての事項について両締約国間の連絡、情報の交換、協力及び協議を円滑にするため、連絡部局を指定する。
 - 3 同条2の次に次の3を加える。
 - 一方の締約国は、議定書の効力発生の日に、他方の締約国に対し、2に規定する自国の連絡部局を通報する。一方の締約国は、他方の締約国に対し、自国の連絡部局の変更を通報する。

第十七条

協定第一百二十四条の次に次の一条を加える。

第一百二十四条のA 協力

両締約国は、相互に合意する条件に従い、政府調達市場へのアクセスの機会を増大させることを目的として、それぞれの政府調達の制度に関する理解を高めるために協力する。

第十八条

協定第一百二十五条2中「前条2に規定する自国の政府当局によつて」を「第一百二十四条2に規定する自国の連絡部局によつて」に改める。

第十九条

協定第一百五十条を次のように改める。

第一百五十条 附屬書、付録及び注釈

この協定の附屬書及び付録並びにこの協定中の注釈は、この協定の不可分の一部を成す。

第二十条

協定第一百五十二条3を次のように改める。

3 2の規定にかかわらず、改正が次に掲げる附屬書のみに關係する場合には、外交上の公文を両締約国 政府が交換することにより当該改正を行うことができる。

(a) 附属書一（改正が、統一システムの改正に伴う改正であつて、同附属書の規定に従つて一方の締約国により他方の締約国の原産品に適用される関税率の変更を伴わないものに限る。）

(b) 附属書二
附属書三

(c) 附属書三

第二十一条

協定附属書一をこの議定書の附属書B及びその付録に定めるところにより改める。

第二十二条

協定附属書八をこの議定書の附属書Cに定めるところにより改める。

第二十三条

協定附属書九をこの議定書の附属書Dに定めるところにより改める。

第二十四条

協定附属書十をこの議定書の附属書Eに定めるところにより改める。

第二十五条

この議定書の附属書及びその付録は、この議定書の不可分の一部を成す。

第二十六条

- 1 この議定書は、この議定書の効力発生のために必要とされるそれぞれの国内法上の手続が完了した旨を相互に通告する外交上の公文を両締約国政府が交換する日の属する月の後二番目の月の初日に効力を生ずる。
- 2 この議定書は、協定が有効である限り効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

二千二十四年八月八日に東京及びジャカルタで、英語、日本語及びインドネシア語により本書二通を作成した。ただし、附属書B第三編及び附属書C第二編については、英語及びインドネシア語により本書二通を作成した。この議定書は、全ての言語の本文をひとしく正文とする。日本語及びインドネシア語の本文は、この議定書についての参考のために作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために

上川
陽子

インドネシア共和国のために

ズルキフリ・ハツサン

附属書A 協定の目次の改正

目次

前文

第一章 総則

第一条 目的

第二条 一般的定義

第三条 透明性

第四条 公衆による意見提出の手続

第五条 行政上の措置に関連する手続

第六条 審査及び上訴

第七条 行政指導

第八条 腐敗行為及び贈収賄の防止に関する措置

第九条 秘密の情報

第十条 租税

第十一條 一般的例外及び安全保障のための例外

第十二条 他の協定との関係

第十三条 実施取極

第十四条 合同委員会

第十五条 小委員会

第十六条 両締約国間の連絡

第二章 物品の貿易

第十七条 定義

第十八条 物品の分類

第十九条 内国民待遇

第二十条 関税の撤廃

第二十一条 関税上の評価

第二十二条 輸出補助金

第二十三条 非関税措置

第二十四条 二国間セーフガード措置

第二十五条 國際收支の擁護のための制限

第二十六条 物品の貿易に関する小委員会

第二十七条 物品の貿易のための運用上の手続規則

第三章 原産地規則

第二十八条 定義

第二十九条 原産品

第三十条 累積

第三十一条 僅少の非原産材料^{きん}

第三十二条 原産資格を与えることとならない作業

第三十三条 積送基準

第三十四条 組み立ててないか又は分解してある產品

第三十五条 代替性のある產品及び材料

第三十六条 間接材料

第三十七条 附属品、予備部品及び工具

第三十八条 小売用の包装材料及び包装容器

第三十九条 船積み用のこん包材料及びこん包容器

第四十条 関税上の特恵待遇の要求

第四十一条 原産地證明書

第四十二条 輸出に関する義務

第四十三条 原産地證明書に基づく確認の要請

第四十四条 原產品であるか否かについての確認のための訪問

第四十五条 原産品であるか否かについての決定及び関税上の特恵待遇に係る決定

第四十六条 秘密性

第四十七条 虚偽申告に対する罰則及び措置

第四十八条 雜則

第四十九条 原産地規則に関する小委員会

第五十条 原産地規則のための運用上の手続規則

第四章 稅関手續

第五十一条 適用範囲

第五十二条 定義

第五十三条 透明性

第五十四条 通関

第五十五条 協力及び情報の交換

第五十六条 稅関手續に関する小委員会

第五章 投資

第五十七条 適用範囲

第五十八条 定義

第五十九条 内国民待遇

第六十条 最惠国待遇

第六十一条 一般的待遇

第六十二条 裁判所の裁判を受ける権利

第六十三条 特定措置の履行要求の禁止

第六十四条 留保及び例外

第六十五条 収用及び補償

第六十六条 争乱からの保護

第六十七条 資金の移転

第六十八条 代位

第六十九条 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決

第七十条 一時的なセーフガード措置

第七十一条 信用秩序の維持のための措置

第七十二条 利益の否認

第七十三条 収用を構成する租税に係る課税措置

第七十四条 環境に関する措置

第七十五条 投資に関する小委員会

第六章 サービスの貿易

第七十六条 適用範囲

第七十七条 定義

第七十八条 市場アクセス

第七十九条 内国民待遇

第八十条 追加的な約束

第八十一条 特定の約束に係る表

第八十二条 最恵国待遇

第八十三条 許可、免許又は資格

第八十四条 相互承認

第八十五条 透明性

第八十六条 独占及び排他的なサービス提供者

第八十七条 支払及び資金の移転

第八十八条 國際收支の擁護のための制限

第八十九条 セーフガード措置

第九十条 利益の否認

第九十一条 サービスの貿易に関する小委員会

第七章 自然人の移動

第九十二条 適用範囲

第九十三条 定義

第九十四条 特定の約束

第九十五条 要件及び手続

第九十六条 自然人の移動に関する小委員会

第七章のA 電子商取引

第九十六条のA 適用範囲

第九十六条のB 定義

第九十六条のC オンラインの消費者の保護

第九十六条のD 個人情報の保護

第九十六条のE 国内規制の枠組み

第九十六条のF 国境を越える情報の流通

第九十六条のG コンピュータ関連設備の設置

第九十六条のH ソース・コード

第九十六条のI 協力

第八章 エネルギー及び鉱物資源

第九十七条 定義

第九十八条 投資の促進及び円滑化

第九十九条 輸入及び輸出の制限

第一百条 輸出許可手続及びその運用

第一百一条 エネルギー・鉱物資源規制措置

第一百二条 環境上の側面

第一百三条 地域社会の開発

第一百四条 協力

第一百五条 エネルギー及び鉱物資源に関する小委員会

第九章 知的財産

第一百六条 一般規定

第一百七条 定義

第一百八条 内国民待遇及び最惠国待遇

第一百九条 手続事項

第一百十条 透明性

第一百十一条 知的財産の保護の啓発の促進

第一百十二条 特許

第一百十三条 意匠

第一百十四条 商標

第一百十四条のA 地理的表示

第一百十五条 著作権及び関連する権利

第一百十六条 植物の新品種

第一百十七条 不正競争行為

第一百十八条 開示されていない情報の保護

第一百十九条 国境措置に係る権利行使

第一百二十条 民事上の救済に係る権利行使

第一百二十二条 刑事上の制裁に係る権利行使

第一百二十二条 協力

第一百二十三条 知的財産に関する小委員会

第十章 政府調達

第一百二十三条のA 原則

第一百二十三条のB 調達に関する情報

第一百二十三条のC 新たな交渉

第一百二十四条 情報の交換

第一百二十四条のA 協力

第一百二十五条 政府調達に関する小委員会

第十一章 競争

第一百一十六条 反競争的行為に対する取組による競争の促進

第一百一十七条 競争の促進に関する協力

第一百一十八条 無差別待遇

第一百一十九条 手続の公正な実施

第一百三十条 第九条2の規定の不適用

第十二章 ビジネス環境の整備及びビジネスを行う上での信頼の増進

第一百三十二条 基本原則

第一百三十二条 ビジネス環境の整備及びビジネスを行う上での信頼の増進に関する小委員会

第一百三十三条 ビジネス環境の整備に関する連絡事務所

第十三章 協力

第一百三十四条 基本原則

第一百三十五条 協力の範囲及び形態

第一百三十六条 協力の費用

第一百三十七条 協力に関する小委員会

第十四章 紛争解決

第一百三十八条 適用範囲

第一百三十九条 一般原則

第一百四十条 協議

第一百四十一条 あっせん、調停又は仲介

第一百四十二条 仲裁裁判所の設置

第一百四十三条 仲裁裁判所の任務

第一百四十四条 仲裁裁判手続

第一百四十五条 仲裁裁判手続の停止及び終了

第一百四十六条 裁定の実施

第一百四十七条 期間の変更

第一百四十八条 費用

第十五章 最終規定

第一百四十九条 目次及び見出し

第一百五十条 附属書、付録及び注釈

第一百五十一条 一般的な見直し

第一百五十二条 改正

第一百五十三条 効力発生

第一百五十四条 終了

附属書一（第二章関係） 第二十条に関する表

付録A 附属書一第二編第一節7の規定に関連する証明書

附属書二（第三章関係） 品目別規則

附属書三（第三章関係） 原産地証明書の必要的記載事項

附属書四（第五章関係） 第六十四条1(a)に規定する措置に関する留保

附属書五（第五章関係） 第六十四条3に規定する措置に関する留保

附属書六（第五章関係）

第六十九条21に規定する投資紛争の解決に関する追加的な規定

附属書七（第六章関係）

金融サービス

附属書八（第六章関係）

第八十一条に関する特定の約束に係る表

附属書九（第六章関係）

第八十二条に関する最恵国待遇の免除に係る表

附属書十（第七章関係）

自然人の移動に関する特定の約束

附属書十一（第八章関係）

エネルギー・鉱物資源物品の表

附属書十二（第八章関係）

第九十八条2に規定するエネルギー・鉱物資源分野における投資の促進及び

円滑化に関する追加的な規定

附属書B 協定附属書一（第二章関係）（第二十条に関する表）の改正

第一編 一般的注釈

第B一条

協定附属書一第一編1を次のように改める。

1 同編1の柱書き中「次編第二節及び第三編第二節」を「次編第二節及び第三節並びに第三編第二節及び第三節」に改める。

2 同編1(h)中「日本国の」を削る。

3 同編1中(j)を(r)とし、(i)の次に次の(j)から(q)までを加える。

(j) 表の4欄に「E0」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、議定書の効力発生の日に撤廃する。

(k) 表の4欄に「E3」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、議定書の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの四回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

- (1) 表の4欄に「E 5」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、議定書の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの六回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。
- (m) 表の4欄に「E 7」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、議定書の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの八回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。
- (n) 表の4欄に「E 10」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、議定書の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの十一回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。
- (o) 表の4欄に「E 15」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、議定書の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの十六回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。
- (p) 表の4欄に「D 2」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、議定書の効力発生の日から行われる基準税率からの二回の毎年均等な引下げにより、二パーセント削減する。
- (q) 表の4欄に「D 5」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、議定書の効力発生の日から行われる基準税率からの五回の毎年均等な引下げにより、五パーセント削減する。

第B二条

協定附属書一第一編中3を削り、2の次に次の3から3Bまでを加える。

3 次編第二節及び第三編第二節における記載は、二千二年一月一日に改正された統一システムに従つたものであり、また、次編第三節及び第三編第三節における記載は、二千十七年一月一日に改正された統一システムに従つたものである。

3 A 次編第三節に規定する日本国の表に定める関税に係る約束は、当該関税に係る約束に対応する関税に係る約束であつて同編第二節に規定する日本国に表に定めるものに優先する。

3 B 第三編第三節に規定するインドネシアの表に定める関税に係る約束は、当該関税に係る約束に対応する関税に係る約束であつて同編第二節に規定するインドネシアの表に定めるものに優先する。

第B三条

協定附属書一第一編4中「次編第二節及び第三編第二節」を「次編第二節及び第三節並びに第三編第二節及び第三節」に改める。

第B四条

協定附属書一第一編5中(a)及び(b)を削り、次の(a)から(c)までを加える。

- (a) 1(a)から(g)までの規定の適用上、一年目の引下げは、この協定の効力発生の日に行う。
- (b) 1(h)及び(j)から(q)までの規定の適用上、一年目の引下げは、議定書の効力発生の日に行う。
- (c) その後の毎年の引下げは、この編（当該引下げが日本国の表に関するものである場合に限る。）及び次編については毎年四月一日に行い、この編（当該引下げがインドネシアの表に関するものである場合に限る。）及び第三編については毎年一月一日を行う。

第B五条

協定附属書一第一編6を次のように改める。

- 6 この編及び次編の規定（この編の規定については日本国の表について適用される場合に限る。）の適用上、「年」とは、
- (a) 一年目については、次の期間をいう。
- (i) この編の1(a)から(g)まで及び5(a)並びに次編第一節1、4及び5並びに第二節の規定の適用上、この協定の効力発生の日からその後の最初の三月三十一日までの期間
- (ii) この編の1(h)及び(j)から(o)まで、5(b)並びに8並びに次編第一節2、3、6及び7並びに第三節

の規定の適用上、議定書の効力発生の日からその後の最初の三月三十一日までの期間

(b) その後の各年については、当該各年の四月一日に開始する十二箇月の期間をいう。

第B六条

協定附属書一第一編7を次のように改める。

7 この編及び第三編の規定（この編の規定についてはインドネシアの表について適用される場合に限る。）の適用上、「年」とは、

(a) 一年目については、次の期間をいう。

(i) この編の1(a)から(g)まで及び5(a)並びに第三編第一節（2A及び15Aの規定を除く。）及び第二節の規定の適用上、この協定の効力発生の日からその後の最初の十二月三十一日までの期間

(ii) この編の1(h)、(l)、(p)及び(q)、5(b)並びに8並びに第三編第一節2A及び15A並びに第三節の規定の適用上、議定書の効力発生の日からその後の最初の十二月三十一日までの期間

(b) その後の各年については、当該各年の一月一日に開始する十二箇月の期間をいう。

第B七条

協定附属書一第一編8を次のように改める。

8 関税割当ての実施に当たつては、一年目が十二箇月未満の場合には、次編第一節及び第三編第一節に定める一年目の合計割当数量は、残余の完全な月数に比例する数量に減ずる。第一段の規定にかかわらず、次編第一節に定める合計割当数量に関しては、第一段の規定に従つて減ぜられた合計割当数量が一年目において議定書の効力発生の前に既に適用されている合計割当数量を下回る場合には、当該既に適用されている合計割当数量を一年目の合計割当数量とする。この8の規定の適用上、次編第一節及び第三編第一節の関連する規定に特定する単位が適用されることを条件として、一・〇未満の端数は、これを四捨五入する（〇・五は、一・〇とする。）。

第二編 日本国の表

第B八条

協定附属書一第二編第一節を次のように改める。

- 1 同節柱書き中「1から6まで」を「1から7まで」に、「次節」を「次節及び第三節」に改める。
- 2 同節2(a)(i)を次のように改める。

- (i) 合計割当数量は、議定書の効力発生の日から、毎年四千メートル・トンとする。
- 3 同節2(a)(iv)を削る。
- 4 同節3(a)(i)を次のように改める。
 - (i) 合計割当数量は、議定書の効力発生の日から、毎年八百メートル・トンとする。
- 5 同節3(a)(iv)を削る。
- 6 同節6(a)(i)を次のように改める。
 - (i) 合計割当数量は、議定書の効力発生の日から、毎年三万メートル・トンとする。
- 7 同節6(a)(iv)を削る。
- 8 同節6の次に次の7を加える。
- 7 表の4欄に掲げる区分に従つて行われる関税の撤廃は、インドネシア政府がこの附属書の付録Aの規定に従つて証明する原産品について適用する。
- 9 この附属書の付録Aを協定附属書一の付録Aとして協定に加える。

協定附属書一第二編を次のように改める。

1 同編第二節の次に次の節を加える。

第三節 前節の表に定める関税に係る約束を修正する日本国の表

2 同編第三節に次の表を加える。

第三類 ○三・○一 ○三〇一・九四のうち ○三〇一・九五のうち	関税率表番号 1	品名 2	基準税率 3	区分 4	注釈 5
魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物 魚（生きているものに限る。） その他の魚（生きているものに限る。） くろまぐろ（トウヌス・ティヌス及びトウヌス・オリエンタリス） 養魚用の稚魚以外のもの くろまぐろ（トウヌス・ティヌス） くろまぐろ（トウヌス・オリエンタリス） みなみまぐろ（トウヌス・マツコイイ）					
三・五 %	E 5	E 5			

○三〇一・九九のうち

養魚用の稚魚以外のもの

その他のもの

養魚用の稚魚以外のもの

その他のもの

ひらめ（パラリクティス属のもの）

○三一・〇一一

魚（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚のフイレその他の魚肉を除く。）

まぐろ（トウヌス属のもの）及びかつお（エウティヌス（カツオヌス）・ペラミス）（第〇三〇二・九一号から第〇三〇二・九九号までの食用の魚のくず肉を除く。）

○三一〇一・三三一

かつお

○三一〇一・三五のうち

くろまぐろ（トウヌス・ティヌス及びトウヌス・オリエンタリス）

○三一〇一・三九

その他のもの

○三一・〇三一

魚（冷凍したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚のフイレその他の魚肉を除く。）

まぐろ（トウヌス属のもの）及びかつお（エウティヌス（カツオヌス）・ペラミス）（第〇三〇三・九一号から第〇三〇三・九九号までの食用の魚のくず肉を除く。）

○三一〇三・四二一

きはだまぐろ（トウヌス・アルバカレス）

三・五%

三・五%

三・五%
E 0 E 0 E 5

三・五%
E 5

○三〇三・四五のうち

くろまぐろ（トウヌス・ティヌス及びトウヌス・オリエンタリス）

○三〇三・四九

その他のもの

その他の魚（第○三〇三・九一号から第○三〇三・九九号までの食用の魚の
くず肉を除く。）

○三〇三・八一

さめ

○三〇三・八九のうち

その他のもの

にしん（クルペア属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば
(スコムベル属のもの) 及びうるめいわし（エトルメウス属のもの）
並びにバラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キング
クリップ（ゲニユプテルス属のもの）及びたい（たい科のもの）以外
のもの

たちうお

その他のもの（ふぐ、めぬけ類（セバスティス属のものに限る。）、
ぎんだら、きんめだい、あゆ及びくさかりつぼだい（ブセウドベン
タケロス・ウェエレリに限る。）を除く。）

さんま（コロラビス属のもの。コロラビス・サイラを除く。）

その他のもの

魚のフイレその他の魚肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るもの
とし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。）

○三・〇四

三・五
%

三・五
%

E	X	E	0	E	0
15		5			

魚のフィレ（ティラピア（オレオクロミス属のもの）、なます（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）、こい（クテノフアリュンゴドン・イデルルス、ミュロファリュンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オスティオキルス・ハセルティ、レプトバルブス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテュス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの）、うなぎ（アングイルラ属のもの）、ナイルパーク（ラテス・ニロティクス）又はらいぎよ（カンナ属のもの）のもの）（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）

ティラピア（オレオクロミス属のもの）

○三〇四・三一
○三〇四・三二

○三〇四・三九

その他のもの

その他の魚のフィレ（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）

○三〇四・四五

なます（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）

○三〇四・四八

めかじき（クスイフィアス・グラディウス）

○三〇四・四九のうち

その他のもの

にしん（クルペア属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば

（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）以外のもの

三・五%	三・五%	三・五%	三・五%	三・五%
E 5	E 5	E 5	E 5	E 5

○三〇四・五九のうち

くろまぐろ（トウヌス・ティヌス及びトウヌス・オリエンタリス）
及びみなみまぐろ（トウヌス・マツコイイ）以外のもの
その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）

その他のもの

にしん（クルペア属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば
(スコムベル属のもの)、いわし（エトルメウス属、サルディノプス
属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカブテ
ルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）以外のもの
バラクーダ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングク
リップ（ゲニュープテルス属のもの）及びたい（たい科のもの）以外
のもの

くろまぐろ（トウヌス・ティヌス及びトウヌス・オリエンタリ
ス）及びみなみまぐろ（トウヌス・マツコイイ）以外のもの
魚（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。）、くん製した魚（くん製
する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わな
い。）並びに魚の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）
乾燥した魚（食用の魚のくず肉を除き、塩蔵してあるかないかを問わないも
のとし、くん製したものと除く。）

○三〇五・五二

○三一・〇五

○三〇五・五四のうち

リュンゴドン・イデルルス、ミュロファリュンゴドン・ピケウス、カラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルブス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポタルミクテュス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの）、うなぎ（アンギルラ属のもの）、ナイルパーク（ラテス・ニロティクス）及びらいぎよ（カンナ属のもの）

にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ）、かたくちいわし（エングラウリス属のもの）、いわし（スプラトウス・スプラトウス、サルディナ・ビルカルドウス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの）、さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス）、ぐるぐま（ラストレルリゲル属のもの）、さわら（スコムベロモルス属のもの）、まあじ（トラクルス属のもの）、ぎんがめあじ（カラシクス属のもの）、すぎ（ラキュケントロン・カナドウム）、まながつお（パムプス属のもの）、さんま（コロラビス・サイラ）、むろあじ（デカブテルス属のもの）、からふとししやも（マルロトウス・ヴィルロスス）、めかじき（クシイフィアス・グラディウス）、すま（エウティヌス・アフィニス）、はがつお（サルダ属のもの）及びかじき（まかじき科のもの）

にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ）、いわし（サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、さば（スコムベ

○三〇五・五九のうち

ル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤボニクス)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コロラビス・サイラ)以外のもの

その他のもの

さけ科のもの以外のもの

にしん(クルペア属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)及びうるめいわし(エトルメウス属のもの)以外のもの

さんま(コロラビス属のもの。コロラビス・サイラを除く。)

その他のもの

魚のひれ、頭、尾、浮袋その他の食用の魚のくず肉

魚の頭、尾及び浮袋

浮袋以外のもの

乾燥したもの

さけ科のもの以外のもの

にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノpus属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コロラビス属の

一〇・五
%

E 7

一〇・五
%

E X
15

○三〇五・七九のうち

もの) 以外のもの

その他のもの

内臓以外のもの

乾燥したもの

さけ科のもの以外のもの

にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカブテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）以外のもの

甲殻類（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、くん製した甲殻類（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）、蒸気又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類（冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものであるかないかを問わない。）並びに甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）
冷凍したもの

○三〇六・一四のうち

かに

一〇・五
%

E
7

一〇・五
%

E
7

がざみ

生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの

○三〇六・三三のうち

かに

がざみ

その他のもの

かに

くん製したもの

その他のもの

○三〇六・九三

軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、くん製した軟体動物（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに軟体動物の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）

かき

○三〇七・一九のうち

その他のもの

くん製したもの

貝柱

スキヤロップ（ペクテン属、クラミニス属又はプラコペクテン属のもの。いたや貝を含む。）

その他のもの

○三〇七・二九のうち

四・○%

四・○%

E 5

一〇・〇%
七・二%

E 5

六・七%
E 3

○三〇七・三九のうち	○三〇七・三一	○三〇七・三二	○三〇七・三九のうち
------------	---------	---------	------------

い貝（ミュティルス属又はペルナ属のもの）	くん製したもの
生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	
冷凍したもの	
その他のもの	
くん製したもの	
貝柱	
クラム、コツクル及びアークシェル（ふねがい科、アイスランドがい科、ざるがい科、ふじのはながい科、きぬまといがい科、ばかがい科、ちどりますおがい科、おおのがい科、あさじがい科、きぬたあげまきがい科、までがい科、しゃこがい科又はまるすだれがい科のもの）	
冷凍したもの	
貝柱	
はまぐり	
その他のもの	
あさり	
その他のもの	
くん製したもの	
貝柱	
あわび（ハリオテイス属のもの）及びそでぼら（ストロムブス属のもの）	

六・七%	七・〇%	三・五%	X	六・七%	七・〇%	七・〇%	六・七%
E 3	E 7	E 5	X	E 3	E 5	E 7	E 3

○三〇七・八八のうち	その他のそでぼら（ストロムブス属のもの） くん製したもの
○三〇七・九一のうち	その他もの（軟体動物の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。） 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの
○三〇七・九二のうち	貝柱 その他ものの しじみ 冷凍したもの
○三〇七・九九のうち	貝柱 その他ものの しじみ その他もの くん製したもの スキヤロップ（いたやがい科のもの）及び貝柱
第八類 ○八・○三	食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮 バナナ（プランテインを含むものとし、生鮮のもの及び乾燥したものに限る。） プランテイン
	六・七% E 3
	七・〇% E 7 X
	七・〇% E 7 X
	六・四% E 5

		○八〇三・九〇のうち	生鮮のもの
		○八〇四	毎年四月一日から同年九月三〇日までに輸入されるもの
		○八〇四・三〇のうち	毎年一〇月一日から翌年三月三一日までに輸入されるもの
		○八〇四・三〇のうち	なつめやしの実、いちじく、パイナップル、アボカドー、グアバ、マンゴー及びマンゴスチン（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）
		○八〇四・三〇のうち	パイナップル
		生鮮のもの	生鮮のもの
	第一三類 一三・〇二	一個の重量が九〇〇グラム未満のもの（全形のもので皮を除いてないものに限るものとし、冠芽があるかないかを問わない。）	毎年四月一日から同年九月三〇日までに輸入されるもの
一三〇二・一九のうち	植物性の液汁及びエキス その他のもの	ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス 植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチニン酸塩、ペクチニン酸塩並びに寒天その他植物性原料から得た粘質物及びシックナー（変性させてあるかないかを問わない。）	毎年一〇月一日から翌年三月三一日までに輸入されるもの
			Q Q Q Q
		3	2 2 2 2

第一六類	第一五類 一五・一二 一五一・一一のうち 一五一・一一のうち 粗油 ひまわり油及びサフラワー油並びにこれらの分別物 酸価が〇・六を超えるもの サフラワー油 その他のもの ひまわり油	飲料のもと 植物性の一種類の原料から得たもの以外のもの
肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品	動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう ひまわり油、サフラワー油及び綿実油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。） ひまわり油及びサフラワー油並びにこれらの分別物	
	一キログラム につき八円五〇銭	一六・五%
	E 15	E 15

一六・〇二

一六〇二・二〇のうち

その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉及び血

動物の肝臓のもの

牛又は豚のもの以外のもの

気密容器入りのもの

一六・〇四

魚（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）、キヤビア及び魚卵から調製したキヤビア代用物

魚（全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。）

一六〇四・一一のうち

さけ

気密容器入りのもの

一六〇四・一四

まぐろ、はがつお（サルダ属のもの）及びかつお

かつお（気密容器入りのものに限る。）

その他のもの

かつお節

まぐろ（気密容器入りのものに限る。）

その他のもの

甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）

一六〇五・一〇のうち

かに

気密容器入りのもの（くん製したものを除く。）以外のもの

三・〇%

九・六%

E	E	E	E	E
0	0	0	0	7

E
15

	米を含むもの以外のもの
一六〇五・三〇のうち	ロブスター
一六〇五・四〇のうち	くん製したもの及び単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの以外のもの
一六〇五・四〇のうち	その他の甲殻類
一六〇五・五一のうち	えび
一六〇五・五一のうち	くん製したもの及び単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの以外のもの
軟体動物	
かき	
くん製したもの	
貝柱	
その他のも	
その他のも	
い貝	
くん製したもののうち	
氣密容器入りのもの	
くん製したもの以外のもの	
気密容器入りのもの	
たこ	
くん製したもの	
一六〇五・五三のうち	
一六〇五・五三のうち	
一六〇五・五五のうち	
一六〇五・五五のうち	
一六〇五・五五のうち	

一六〇五・五六のうち

その他のもの

気密容器入りのもの

一六〇五・五六のうち

くん製したもの

貝柱

その他のもの

卷之三

一六〇五・五八のうち

かたつむりその他の巻貝（海棲のものを除く。）

その他のも

気密容器入りのもの

一六〇五・五九のうち

帆立貝（いたがい）科のもの。ベクテン属、クレミエス属又はアテ

ヘクテン属のもの及びいたや貝を除く

卷之六

その他のもの

くん製したもの

貝柱

六 · 七 %	七 · 二 %	六 · 七 %	七 · 二 %	六 · 四 %	六 · 四 %	六 · 七 %	七 · 一 %
E 5	E 7	E 7	E 5	E 5	E 5	E 5	E 5

第一八類 一八・〇六 一八〇六・一〇のうち	一六〇五・六九のうち	一六〇五・六二	一六〇五・六一	なまこ くん製したもの その他のもの うに	その他のもの その他水棲無脊椎動物 気密容器入りのもの	その他のもの その他のもの
ココア及びその調製品 チョコレートその他のココアを含有する調製食料品 ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。） 砂糖を加えたもの以外のもの	くん製したもの その他のもの うに	くん製したもの その他のもの うに	くん製したもの その他のもの うに	なまこ くん製したもの その他のもの うに	その他のもの その他水棲無脊椎動物 気密容器入りのもの	その他のもの その他のもの
一二・五 %	八 ・ 〇 % E 10	六 ・ 四 % E 7	八 ・ 〇 % E 7	六 ・ 四 % E 7	八 ・ 〇 % E 7	七 ・ 一 % E 5
						六 ・ 四 % E 5

		第一九類 一九・〇五 一九〇五・一〇	穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品 パン、ペーストリー、ケーキ、ビスケットその他のベーカリー製品（ココアを含有するかしないかを問わない。）及び聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラーート、シーリングウエハー、ライスペーパーその他これらに類する物品ジンジャーブレッドその他これに類する物品
第一〇類 二〇・〇一 二〇〇一・九〇のうち	野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品 食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をした野菜、果実、ナットその他植物の食用の部分 その他もの 砂糖を加えたもの以外のもの その他のもの しようが	野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品 食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をした野菜、果実、ナットその他植物の食用の部分 その他もの 砂糖を加えたもの以外のもの その他のもの しようが	野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品 食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をした野菜、果実、ナットその他植物の食用の部分 その他もの 砂糖を加えたもの以外のもの その他のもの しようが
一〇・〇四 一〇〇四・九〇のうち	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍したものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第二〇・〇六項の物品を除く。） その他の野菜及び野菜を混合したもの 砂糖を加えたもの スイートコーン以外のもの	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍したものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第二〇・〇六項の物品を除く。） その他の野菜及び野菜を混合したもの 砂糖を加えたもの スイートコーン以外のもの	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍したものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものの及び第二〇・〇六項の物品を除く。） その他の野菜及び野菜を混合したもの 砂糖を加えたもの スイートコーン以外のもの
一二三・八% E 7	九・〇% E 10	九・〇% E 15	

ジャム、フルーツゼリー、マーマレード、果実又はナットのピューレー及び果実又はナットのペースト（加熱調理をして得られたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）

その他のも

一一〇〇七・九一のうち

かんきつ類の果実

ジャム、フルーツゼリー及びマーマレード

砂糖を加えたもの

ジャム

フルーツゼリー及びマーマレード

フルーツピューレー及びフルーツペースト

砂糖を加えたもの

その他のも

その他のも

ジャム及びフルーツゼリー以外のもの

砂糖を加えたもの

フルーツピューレー及びフルーツペースト以外のもの

その他のも

フルーツピューレー及びフルーツペースト以外のもの

一一〇〇七・九九のうち

果実、ナットその他植物の食用の部分（その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあ

一一・三 %	三四・〇 %	二一・三 %	三四・〇 %	一六・八 %
E 15	E 15	E 10	E 15	E 10 E 10

るかなかを問わず、他の項に該当するものを除く。)

一〇〇八・三〇のうち

かんきつ類の果実

砂糖を加えたもの以外のもの

パルプ状のもの

その他のもの（混合したもの（第一一〇〇八・一九号のものを除く。）を含む。）

一〇〇八・九七のうち

混合したもの

ミツクスドフルーツ、フルーツサラダ及びフルーツカクテル以外のもの

の

砂糖を加えたもの

パルプ状のもの以外のもの

その他のもの

パルプ状のもの

一〇・〇九

果実又は野菜のジュース（ぶどう搾汁を含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）

グレープフルーツ（ポメロを含む。）ジュース

ブリックス値が二〇以下のもの

砂糖を加えたもの

しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%

一一・二

%

一一・二

%

E

15

一一・八

%

E

10

一一・三

%

E

15

を超えるもの

一〇〇九・一九

その他のもの

しょ糖の含有量が全重量の一〇%を超えるもの

その他のもの

砂糖を加えたもの

しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%

以下のもの

その他のもの

二九・八%	(その率が一 キログラムに つき二三円の 従量税率より 低いときは、 当該従量税 率)	二五・五%	二五・五%	E E 15 15
-------	---	-------	-------	--------------------

低いときは、 従量税率より	二九・八% (その率が一 キログラムに つき二三円の 従量税率より	二三・〇%	E E 15 15	E E 15 15
------------------	---	-------	--------------------	--------------------

一〇〇九・三一のうち

その他のもの

しょ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの

その他のもの

その他のかんきつ類の果実のジュース（二以上）の果実から得たものを除く。）

ブリックス値が二〇以下のもの

砂糖を加えたもの

しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%

以下のもの

その他のもの

その他のもの

当該従量税率	率)
一九・一%	二五・五%
E 15	E 15

低いときは、 当該従量税率	（その率が一 キログラムに つき二三円の 従量税率より 低いときは、 当該従量税率	二九・八% 二三・〇%	E 15	E 15
------------------	--	----------------	------	------

一〇〇九・三九のうち

しょ糖の含有量が全重量の一〇%を超えるもの
その他のもの

砂糖を加えたもの

しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%
以下のもの

その他の果実又は野菜のジュース（二以上の果実又は野菜から得たものを除く。）

一〇〇九・八九のうち

その他のもの

果汁及び野菜ジュース以外のもの

砂糖を加えたもの

混合ジュース

果汁を主成分とするもの

砂糖を加えたもの

しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%
を超えるもの

低いときは、従量税率より	二九・八% (その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より)	一三・四% E 10	一一一・〇% E 15	二五・五% E 15

第一二類 二一・〇一 一一〇一・一〇のうち	第二二類 二一・〇三 一一〇三・九〇のうち	各種の調製食料品 ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード その他のもの ソース マヨネーズ フレンチドレッシング及びサラダドレッシング	その他のも（野菜ジュースを主成分とするものを除く。） 砂糖を加えたもの
飲料、アルコール及び食酢 水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）その他のアルコールを含有しない飲料（第二〇・〇九項の果実又は野菜のジュースを除く。） 水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。） 砂糖を加えたもの	ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード その他のもの ソース マヨネーズ フレンチドレッシング及びサラダドレッシング	当該従量税率（）	一三・四%
一三・四%	一二・八% 一〇・五%	一三・四%	当該従量税率（）
E 10	E 7	E 10	

		二三〇二・九一のうち	その他のもの
		二三〇二・九九のうち	ノンアルコールビール 砂糖を加えたもの
		二三一・〇七	その他のもの 砂糖を加えたもの
		二三〇七・一〇のうち	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇%以上のものに限る。）及び変性アルコール（アルコール分のいかんを問わない。） エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇%以上のものに限る。）
			アルコール分が九〇%以上のもの 工業用アルコール又は酢酸エチル若しくはエチルアミンの製造の用に供するもの 酢酸エチルの製造の用に供するもの エチルアミンの製造の用に供するもの
第二九類	二九・〇五		
有機化学品	非環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 その他の多価アルコール D—グルシトール（ソルビトール）		一三・四% E 10
二九〇五・四四			
Q	E 0 E 0		
6			

（第三編は、英語及びインドネシア語により作成され、この附屬書の不可分の一部を成す。）

付録A 附属書一第二編第一節7の規定に関連する証明書

1 附属書一第二編第一節7の規定の適用上、関税率表番号第一六〇四・一四号に分類される原産品であつて、同編第三節に規定する日本国の表の5欄に「7」を掲げたものについては、同附属書の規定に基づく関税率の特恵待遇のために品目証明書（輸出締約国によつて発給された品目証明書であつて、当該原産品が長さ三十センチメートル未満のかつおを含まない原材料によつて製造されたことを証明するもの）を添付する。

2 輸出締約国の発給当局によつて発給された漁獲証明書は、次の(a)及び(b)の条件を満たす場合には、1に規定する品目証明書として用いられる。

- (a) 產品を特定する詳細の欄に次の情報が含まれること。
 - (i) 1に規定する原産品が分類される品名であつて、附屬書一第二編第三節に規定する日本国の表の2欄に定めるもの
 - (ii) 仕入書の番号及び日付

- (b) 1に規定する原産品が長さ三十センチメートル未満のかつおを含まない原材料により製造されたことを証明すること。

3 1に規定する品目証明書については、第二十七条规定する物品の貿易のための運用上の手続規則に定める細目を適用するものとする。

4 (a) 輸入締約国の権限のある当局は、輸出締約国の権限のある当局に対し、1に規定する品目証明書が真正なものであるか又は当該品目証明書に含まれる情報が正確なものであるかについての確認を要請することができる。輸出締約国の権限のある当局は、その要請があつた場合には、当該要請の受領の日の後九十日以内に、要請された情報を提供する。

(b) 輸入締約国の税関当局は、次のいずれかの場合には、附属書一及びこの付録の規定に基づく関税上の特恵待遇を与えないことができる。

- (i) 輸出締約国の権限のある当局が、(a)の規定に基づく輸入締約国の権限のある当局からの要請を受領した日の後九十日以内に回答しない場合
- (ii) 輸出締約国の権限のある当局により(a)の規定に従つて提供された情報が、証明書が1に規定する品

目証明書であることを判断するのに十分でない場合

5 両締約国は、別段の合意をする場合を除くほか、議定書の効力発生から五年を経過した後、この付録の規定について見直しを行う。

附属書C 協定附属書八（第六章関係）（第八十一条に関する特定の約束に係る表）の改正

第一編 日本国の特定の約束に係る表

第C一条

協定附属書八第一編に規定する日本国の特定の約束に係る表を次のように改める。

1 同編注釈中4の次に次の5を加える。

5 各分野に共通の約束に規定する条件及び制限は、分野ごとに行う特定の約束における全ての分野について適用する。各分野に共通の約束に規定する条件及び制限と分野ごとに行う特定の約束に規定する条件及び制限とが抵触する場合には、その抵触の限度において、各分野に共通の約束に規定する条件及び制限が優先する。

2 同編の分野ごとに行う特定の約束の表の表題を「II 分野ごとに行う特定の約束」に改め、同表の前に次の1表を加える。

I 各分野に共通の約束

ビス（保険及び保険関連のサービスを除く。）」の項を次のように改める。

3 同編の分野ごとに行う特定の約束の表中「7 金融サービス」の「B 銀行サービスその他の金融サー

分野	市場アクセスに係る制限	内国民待遇に係る制限	追加的な約束
この約束表に掲げる全ての分野	SS/S		
(1) 日本国における土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。	(1) 日本国における土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。	(1) 日本国における土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。	
(2) 日本国における土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。	(2) 日本国における土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。	(2) 日本国における土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。	
(3) 日本国における土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。	(3) 日本国における土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。	(3) 日本国における土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。	
(4) 日本国における土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。	(4) 日本国における土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。	(4) 日本国における土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。	

B 銀行サービスその他の
金融サービス（保険及び
保険関連のサービスを除
く。）

(3) (2) (1)	制限しない。	制限しない。	制限しない。	第七十七条(u)(i)及び(ii)に規定するサービスの提供に関する市場アクセスに係る制限の欄に記載する特定の約束については、それぞれ、了解のB 3及び4の規定に基づきこの分野において第七十八条から第八十条までの規定及び附属書七の規定に基づく義務に追加して負う義務を除くほか、約束しない。了解のB 3及び4の規定に基づく義務については、次の条件及び制限に従う。
(3) (2) (1)	制限しない。	制限しない。	制限しない。	預金保険制度は、外国銀行の支店が扱う預金を対象としない。

(4) 企業内転勤者の数について
は、相互主義に基づいて制限
することができる。

(第二編は、英語及びインドネシア語により作成され、この附属書の不可分の一部を成す。)

附属書D 協定附属書九（第六章関係）（第八十二条に関する最恵国待遇の免除に係る表）の改正協定附属書九第一編に規定する日本国の表中海上貨物利用運送サービスの分野の項の前に次の項を加える。

全ての分野	日本国における土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。	無期限	日本国の領土保全及び安全保障を確保する必要がある。
-------	-------------------------------------	-----	---------------------------

附属書E 協定附属書十（第七章関係）（自然人の移動に関する特定の約束）の改正

第一編 日本国の特定の約束

第E一条

協定附属書十第一編第二節を次のように改める。

- 1 同節1の柱書き中「一年間又は三年間」を「五年までの期間」に改める。
- 2 同節1(c)中(iv)及び(v)を削り、(iii)の次に次の(iv)を加える。

(iv) 物理学、工学その他の自然科学若しくは法律学、経済学、経営学、会計学その他的人文科学に関する高度の水準の技術若しくは知識を必要とする活動又は日本国以外の国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする活動であつて、日本国の出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）に定める「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に基づいて認められるもの
- 3 同節2中「1(c)(iv)及び(v)」を「1(c)(iv)」に改める。

第E二条

協定附属書十第一編第三節及び第四節の柱書き中「一年間又は三年間」を「五年までの期間」に改める。

第E三条

協定附属書十第一編第五節を次のように改める。

1 同節1を次のように改める。

1 日本国にある公私の機関との間の個人的な契約に基づき、日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの活動に該当する業務活動（日本国の出入国管理及び難民認定法に定める「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に基づいて認められるもの）に従事しようとするインドネシアの自然人については、五年までの期間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

(a) 物理学、工学その他の自然科学又は法律学、経済学、経営学、会計学その他的人文科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動

(b) 日本国以外の国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする活動

2 同節2中「1(a)及び(b)」を「1(a)」に改める。

第E四条

協定附属書十第一編第六節を次のように改める。

- 1 同節1の柱書き中「(d)まで」を「(g)まで」に、「一回」を「四回」に改める。
- 2 同節1(a)中「修了証書Ⅲ」の下に「若しくはそれ以上の学位」を加える。
- 3 同節1中(c)及び(d)をそれぞれ(e)及び(f)とする。
- 4 同節1(b)の次に次の(c)及び(d)を加える。
 - (c) インドネシアにおいて日本語の語学研修の課程を修了した者であること。
 - (d) 自然人の移動に関する小委員会により定められた日本語能力に関する要件を満たした者であること。
- 5 同節1の新たな(f)(i)中「六箇月間」の下に「（両締約国が別段の合意をする場合を除く。）」を加える。
- 6 同節1の新たな(f)の次に次の(g)を加える。
 - (g) 三回目及び四回目の滞在の期間の更新の場合には、(a)から(f)までの要件に加えて、日本国政府がインドネシア政府に対し通報する条件を満たした者であること。

- 7 同節1の注釈2中「三回」を「五回」に改める。
- 8 同節2の柱書き中「(d)まで」を「(g)まで」に、「三回」を「四回」に改める。
- 9 同節2(a)(ii)中「修了証書Ⅲ」の下に「又はそれ以上の学位」を加える。
- 10 同節2中(c)及び(d)をそれぞれ(e)及び(f)とする。
- 11 同節2(b)の次に次の(c)及び(d)を加える。
- (c) インドネシアにおいて日本語の語学研修の課程を修了した者であること。
- (d) 自然人の移動に関する小委員会により定められた日本語能力に関する要件を満たした者であること。
- 12 同節2の新たな(f)(i)中「六箇月間」の下に「（両締約国が別段の合意をする場合を除く。）」を加える。
- 13 同節2の新たな(f)の次に次の(g)を加える。
- (g) 三回目及び四回目の滞在の期間の更新の場合には、(a)から(f)までの要件に加えて、日本国政府がインドネシア政府に対し通報する条件を満たした者であること。

同節5から7までを次のように改める。

5 日本国は、インドネシアの自然人の言語能力が1(f)(ii)又は2(f)(ii)に規定する活動に従事するために十分なものであると認める場合には、当該インドネシアの自然人について、それぞれ1(c)若しくは(f)(i)又は2(c)若しくは(f)(i)に規定する研修を全面的又は部分的に免除することができる。

6 日本国政府は、1(c)及び(f)(i)並びに2(c)及び(f)(i)に規定する研修について、様式その他の関連する情報をインドネシア政府に対し通報する。

7 1(f)に規定する「看護師」の監督の下での研修及び病院、2(f)に規定する「介護福祉士」の監督の下での研修及び介護施設、並びに1(f)、2(f)及び3(b)に規定する個人的な契約及び日本国にある公私の機関については、日本国政府がインドネシア政府に対し通報する条件を満たすものとする。

第二編 インドネシアの特定の約束

第E五条

附属書十第二編第四節中「機械技術者、電気技術者などの業務活動」を「インドネシアの関係法令に従つて物理学、工学その他の自然科学又は経済学、経営学、会計学その他の人文科学に関する知識を必要とする

業務活動」
に改める。